

第6回労働協約交渉 その2

技能手当・特殊勤務手当を含む 諸手当の改善を求めろ！

国労の主張

◆管理者以外は技能手当を併給せよ。

会社の見解

・法令等では有資格者の在籍が義務付けられている場合の資格について支給しているが、主任を含む役付手当支給者については職務に含まれており併給する考えはない。

◆責任者手当の新設で職務の重さに応えよ。

会社の見解

・各種責任者までは養成して行くこととしており特殊勤務手当支給の対象とは考えていない。

国労の主張

◆車いす対応の運転手当Bは、対応に当たった社員に支給せよ。

会社の見解

・正規の労働時間内において対応した日に支給するものであり、時間外に対応した場合は割増を支給している。

国労の主張

◆通勤手当を見直し、支給については、「最も経済的な方法」から「最も効率的な方法」に改めよ。

会社の見解

・会社の経路及び方法を必ずしも強要するものではなく、社員自らが自己負担した上で通勤することは差し支えない。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久